

主なケースでの法定相続分

相続人の組合せのケース	法定相続分	
配偶者と子		数人の子がいる場合 2分の1を頭割りします
配偶者と直系尊属 ※第1順位の相続人がいない		直系尊属が数人いる なら3分の1を頭割り します
配偶者と兄弟姉妹 ※第1順位と第2順位の相続 人がともにいない		数人の兄弟姉妹がいる 場合、4分の1を頭割り します
配偶者のみ		配偶者が 全て相続します
配偶者がいなくて、 ①第1順位の子のみ ②第2順位の直系尊属のみ ③第3順位の兄弟姉妹のみ		同順位の相続人が 数人いる場合、 頭割りします